

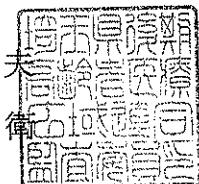


埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を
同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年1月28日

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員 宮原敏
同 松岡兵



平成22年度定期監査に伴う書類調査結果報告書

1 監査対象

事務局

総務課、保険料課、給付課

2 監査期間

平成22年12月8日から平成23年1月28日まで

3 書類調査事項

平成22年度（平成22年4月1日から平成22年11月末日まで）における財務に関する事務の執行について

4 実施方法

財務に関する事務が法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているか否かについて、関係職員より説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 実施結果

おおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

（1）調定事務関係

医療機関への診療報酬返還請求通知分2件について、その際調定行為がなく、債権管理も行われていなかったので、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計規則第4条に基づき、適正な事務処理を行うように指示をした。

（2）収入事務関係

医療給付費負担金の収入に係る決裁文書（6期目）において、決裁権者の印がもれていたので、埼玉県後期高齢者医療広域連合文書規程により、適正な文書処理や文書管理をされるように指示をした。

（3）支出事務関係

支出負担行為に当たっては、債権債務関係や業務完了などの確認等を行い、かつ、これらが明確にわかる書類を添付しなければならないが、不十分なものが散見された。

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計規則第29条から第31条の規定により、適正な事務処理を行うため必要な確認（確認日や確認者名の記載など）や必要書類の添付等を行うように指示をした。

なお、支出事務については、3課に共通した事項であるので全庁的に徹底して行うように指示をした。

《参考》

定期監査結果	
調査項目	収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務
実施手続	照合、実査、確認、質問
監査対象課	口頭指示事項
総務課	調定事務不備・歳入手続一部不備・歳出事務一部不備。
保険料課	印刷物契約名称不統一・保険料償還金還付根拠資料不添付・歳入事務処理手續不備・歳出事務処理手續不備。
給付課	市町村負担金納入起案書決裁権者印無・診療報酬返還金決定分未調定処理・歳出事務処理手續不備。